

## 第49回石川海区漁業調整委員会議事録

### 1. 日時及び場所

令和3年2月19日 金曜日 午後1時30分  
石川県庁 11階 1109会議室

### 2. 招集者の氏名、議事事項及び通知を發した年月日

(1) 招集者氏名 会長 伊藤 松雄

(2) 議事事項

- ① 知事許可漁業の更新について(小型機船底びき網漁業(手繰第3種貝桁)他)
  - i 小型いか釣り漁業(するめいか)の試験操業許可(県内船)について  
(門前支所)
  - ii 制限措置・許可又は起業の認可を申請すべき期間の公示について(諮問)
  - iii 許可等の取扱方針の制定について
- ② 石川県資源管理方針の変更について(別紙くろまぐろ(小型魚・大型魚)、するめいか)(諮問)
- ③ 石川県のくろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいかの令和3管理年度における数量の決定及び公表について(諮問)
- ④ 漁業法第32条第2項の規定により知事が行う助言、指導または勧告に関する運用指針について
- ⑤ 知事許可漁業の許可の基準について
- ⑥ 日本海・九州西広域漁業調整委員会の発言要旨について
- ⑦ 近年のブリの資源動向と漁況について
- ⑧ 1月の許認可実績について
- ⑨ その他

(3) 通知を發した年月日 令和3年2月9日

### 3. 出席者

出席委員(13名)

会長	伊藤 松雄	会長代理	釜親 一雄
委員	志幸 松栄	委員	稲村 幸雄
〃	勝木 省司	〃	北橋 行夫
〃	坂下 優	〃	中村 浩二
〃	新谷 栄作	〃	中村 明子
〃	杉野 哲也	〃	西崎 松雄
〃	小川 英樹		

欠席委員(2名)

委員	中谷 英明	委員	土倉 修
----	-------	----	------

水産課 沢田課長補佐、島田主任技師、原田技師  
水産総合センター海洋資源部 白石主任技師  
事務局 福嶋局長、大内局次長

### 4. 議事の顛末

別紙のとおり

## 5. 議決・報告事項

- (1) 知事許可漁業の更新について（小型機船底びき網漁業（手繰第3種貝桁）他）
- ①小型いか釣り漁業（するめいか）の試験操業許可（県内船）について  
（門前支所）  
水産課からの説明を受け、当該試験操業の許可を承認した。（資料1参照）
- ②制限措置・許可又は起業の認可を申請すべき期間の公示について  
（諮問・答申）  
知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。（資料2参照）
- ③許可等の取扱方針の制定について  
水産課からの説明を受け、当該許可等の取扱方針の制定を承認した。  
（資料3-1～3-3参照）
- (2) 石川県資源管理方針の変更について（別紙くろまぐろ（小型魚・大型魚）、  
するめいか）  
（諮問・答申）  
知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。（資料4参照）
- (3) 石川県のくろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかの  
令和3管理年度における数量の決定及び公表について  
（諮問・答申）  
知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。（資料5参照）
- (5) 漁業法第32条第2項の規定により知事が行う助言、指導または勧告に関  
する運用指針について  
水産課からの説明を受け、知事が行う助言、指導または勧告に関する運用  
指針を了承した。（資料6参照）
- (4) 知事許可漁業の許可の基準について  
水産課からの説明を受け、許可の基準を了承した。（資料7参照）
- (6) 日本海・九州西広域漁業調整委員会の発言要旨について  
事務局から説明を受け、発言要旨を了承した。（資料8参照）
- (7) 近年のブリの資源動向と漁況について  
水産総合センターから説明を受けた。（資料9参照）
- (8) 12月の許認可実績について  
水産課から報告を受けた。（資料10参照）
- (9) その他

6. 委員会終了時間 午後2時45分

第 49 回海区漁業調整委員会の議事の顛末

- 福 嶋 局 長 | 定刻となりましたので、ただ今から第 49 回石川海区漁業調整委員会を開催します。  
 本日は、中谷委員、土倉委員から欠席の連絡を受けております。また、武田次長は、庁内の会議が重なり欠席させていただきます。それでは、開会にあたり、伊藤会長からご挨拶をお願いします。
- 伊 藤 会 長 | 本日をを入れて、第 21 期の海区委員会はあと 2 回ということで、3 月で終わりとなります。  
 本日は、議題が沢山ありますので、委員の皆様のご協力をお願いします。  
 それでは、委員会を始めましょう。
- 福 嶋 局 長 | ありがとうございました。  
 議事に入る前に資料の確認をしたいと思います。  
 最初に次第、次に知事許可漁業の更新について（小型機船底びき網漁業（手繰第 3 種貝桁）他の許可について）、資料-1「小型いか釣り漁業（するめいか）の試験操業許可（県内船）について」資料-2「漁業法第 5 8 条において準用する第 4 2 条第 1 項の制限措置の内容等について（諮問）」、資料 3-1「七尾湾における小型機船底びき網漁業（手繰第 3 種漁業貝けた網）の許可等の取扱方針」、資料 3-2「石川県沖合海域における小型いか釣り漁業（するめいか）の許可等の取扱方針」、資料 3-3「石川県沖合海域における小型いか釣り漁業（するめいか）の許可等の取扱方針（門前沖合）」、資料-4「石川県資源管理方針の変更について（諮問）」、資料-5「石川県のくろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかの令和 3 管理年度における数量の決定及び公表について（諮問）」、資料-6「知事許可漁業の許可の基準について」、資料-7「漁業法第 3 2 条第 2 項の規定により知事が行う助言、指導または勧告に関する運用指針について」、資料-8「日本海・九州西広域漁業調整委員会の発言要旨について」、資料-9「近年のブリの資源動向と漁況について」、資料-10「1 月の許認可実績について」、最後に水産総合センターの漁海況情報をお配りしてあります。  
 以上ですが、お手元にそろっていますでしょうか。  
 それでは伊藤会長、議事の進行をお願いします。
- 伊 藤 会 長 | 本日の議事録署名人を「小川委員」と「釜親委員」をお願いします。  
 [両委員了承]
- 伊 藤 会 長 | では、議題 1 の「知事許可漁業の更新」について、①小型いか釣り漁業（するめいか）の試験操業について、説明をお願いします。
- 原 田 技 師 | 水産課の原田です。

資料1によりまして、小型いか釣り漁業（するめいか）の試験操業について説明をいたします。

門前支所の試験操業ということで、毎年、許可を出しておりますが、今年度も同様に門前支所から3ページに記載のとおり要望書が出てきましたので、試験操業をしてよろしいかということです。

概要としましては、1ページに書いてあるとおり、温暖化等の影響もあり、能登半島沖合でのするめいか漁場が例年より早く形成された場合に対応するために、4月1日から4月14日という通常の許可の期間外に操業を行いたいというものです。ただし漁場は、門前の前場といった要望です。

下に操業区域図もつけておりますけれども、例年と同様の区域となっております。

2ページ目に、今年度と、昨年度の試験操業実績があります。操業日数が2日間で漁獲量は48kgと、多くはないのですが、出漁もされており、漁獲の実績もありました。

この試験操業、過去には操業に出なかつたりという事例もあったために、長らくこの試験操業という形を取ってまいりましたけれども、ここ数年は毎年操業に出ています。特に一昨年令和元年度では800kg弱を漁獲されており、特に操業上のトラブルも無く、また近隣の支所や関係団体からの同意も問題なく得られておりますので、許可することとしたいと考えております。

なお、この門前支所の方から同意書を取る手続きをしていただいたのですが、同意先の支所から、もう同意の手続きを踏まなくても良いのではないかというような意見も出ておりましたので、今年度の試験操業を踏まえた上で、問題がなければ他の許可と同様な扱いも検討しております。

今年度の許可の内容の案につきましては、2ページ目の四角の表に示しているとおりで、例年と同じ条件で操業していただくということになっております。

説明は以上です。ご審議の程、よろしく申し上げます。

伊藤会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

坂下委員

この許可は2年目ですか。

原田技師

かなり前から行われております。通常であれば許可に移行する段階になっていきますので、今年度の状況をみまして検討することを考えております。

坂下委員

何か許可に移行したら、都合が悪いのですか。

原田技師

今のところ、関係支所の同意も得られておりまして、操業上のトラブル等もないので、今年度試験操業を実施した上で、トラブルが無いようであれば、来年度、委員会に諮って許可に移行したいと考えております。

伊藤会長

これ以上なければ、小型いか釣り漁業（するめいか）の試験操業

を許可することとしますが、よろしいでしょうか

[異議なし]

伊藤会長

それでは、議題1の②制限措置・許可又は起業の認可をすべき期間の公示について、知事より諮問がきておりますのでお願いします。

あわせて、③許可等の取扱方針の制定についても説明をお願いします。

大内局長

[諮問文の朗読]

内容については、水産課より説明をお願いします。

島田主任技師

水産課の島田です。

4月以降に許可の更新を迎えるものが3件あり、これについて、新しい漁業調整規則により制限措置である、隻数、漁業を営む者の資格等を定める必要がありまして、併せて取扱方針も法律等に基づいて従前どおりの内容で制定しておりますので、説明します。

7ページの制限措置の表と8ページ以降の資料3-1、資料3-2、資料3-3を机の上に並べながら見ていただきたいと思います。

まず、制限措置ですが、グレーの色掛け部分が今回新しく追加しています。

まずは、小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業貝けた網）、七尾、ななか支所で行われているトリ貝などを獲るけた網になりますが、4月1日から6月15日までの操業期間で、今回16隻が許可の更新を行う予定です。

この許可の漁業を営む者の資格としては、漁船の使用者及び七尾市に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者で、従前どおりです。なお、許可の期間については1年未満ですが、毎年、貝類部会を開催し、調査結果により操業の可否を検討するためです。

取扱方針については、資料3-1の七尾湾における小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業貝けた網）の許可等の取扱方針をご覧ください。9ページには制限措置と操業区域を記載しております。

続きまして、小型いか釣り漁業（するめいか）ですけれども、資料の表の上の段が県内のするめいかになります。なお、先月の当委員会で県外のするめいかについては、お諮りしたところです。

許可等の件数は15隻です。漁業を営む者の資格については、漁船の使用者及び県漁協全支所が対象となっていることから石川県に漁業の根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者と規定しております。また、許可の期間については、5年間と考えております。

取扱方針については、資料3-2の石川県沖合海域における小型いか釣り漁業（するめいか）の許可等の取扱方針（県内船）に記載のとおりで、11ページに制限措置、12ページに条件である禁止区域と禁止期間があり、これまで同様の内容です。

続いて、先程、原田技師から説明のありました門前沖合の試験操業については、許可隻数1隻で、漁業時期は4月1日から4月14

日まで、許可期間は1年未満としており、今年の試験操業の結果をふまえて、来年以降どうするか検討したいと考えております。

こちらの取扱方針については、資料3-3ということで、中身は先程、説明した内容と同様です。

以上、一括して説明しました。ご審議の程、お願いします。

伊藤会長 ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

伊藤会長 質問等、無いようですので、②制限措置・許可又は起業の認可をすべき期間の公示については、妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

伊藤会長 また、③許可等の取扱方針の制定については、この内容を了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

伊藤会長 それでは、この内容を了承します。  
では次に、議題2の「石川県資源管理方針の変更」について水産課から説明をお願いします。

大内局次長 [ 諮問文の朗読 ]

内容については、水産課より説明をお願いします。

島田主任技師 資料4をご覧ください。

17～18ページには概要、その後には新旧対照表、23ページ目以降には、資源管理方針の全文をつけております。

それでは、17ページをご覧ください。今回は、11月の委員会でお諮りしました石川県資源管理方針の内容のうち、魚種別の具体的な管理内容を定めた別紙部分の変更となります。

概要としては、資源管理手法の考え方として、漁獲可能量、個別割当てによる管理を基本とし、それが適当でない場合は、漁獲努力量による管理を行うこととしていることについてお諮りします。

ちなみに本体部分の内容は、漁業者による資源管理の取組みの推進や、漁獲量等の情報の収集、処理とその活用等となっております。

3の石川県資源管理方針、別紙策定計画一覧をご覧ください。

変更部分は、二重線で囲ってある、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいかになります。管理期間は、4月1日から開始され、翌3月31日まででの魚種が対象です。

ちなみに各魚種の国からの配分数量は、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）については、石川県へ数量明示で数量が配分されており、するめいかについては、現行水準（若干量）というこ

とになります。この配分数量については、次の議題でお諮りします。18ページをご覧ください。4は、石川県資源管理計画の今回変更する別紙部分の概要となります。

別紙1-4、くろまぐろ（小型魚）の具体的な資源管理方針における記載は32ページにあります。管理区分については、定置網漁業と漁船漁業（曳き縄等）の2つに分けており、管理の方法については、数量での管理ということになります。くろまぐろ（小型魚）については、これまで同様、平成22年から平成24年の実績に基づいた数量配分となっておりまして、一部は県の留保とし、漁獲状況をみて随時配分したいと考えております。

また、今期のように国から追加配分等がありましたら、定置網漁業の方に配分することとしております。

別紙1-5、くろまぐろ（大型魚）については、35ページに記載があります。小型魚と同様に、管理区分については、定置網漁業と漁船漁業（曳き縄等）の2つに分けておりまして、それぞれの区分毎に直近3年の実績に基づいて数量配分することとしています。小型魚と同様に、一部は県の留保とし、漁獲状況をみて随時配分したいと考えております。

また、国から追加配分等がありましたら、定置網漁業の方に配分することとしております。

最後に、別紙1-6、するめいかについては、38ページに記載してあります。管理区分については、県内全漁業で一つの区分構成してあります。ただし、小型いか釣りについては、いかを追って県をまたいで日本海を大きく移動する船が多く、また本県沿岸でも県外船がいかを漁獲することがあることから大臣管理区分となっています。従いまして、小型いか釣りを除く管理区分となります。

管理の方法については、漁獲努力量によるので、数量は国から若干量ということで配分され、中型まき網漁業及び小型底びき網漁業の件数、大型定置網の免許統数の維持となっております。

なお、管理年度開始前に、海区漁業調整委員会の諮問を経て管理区分ごとの漁獲可能量を設定するとなっております。今回、国から石川県への配分量が示されておりますので、次の資料で説明します。

その他、細かな誤字脱字の修正を実施する予定としており、19から20ページには新旧対照表を記載しております。なお、現在、水産庁と確認の作業を行っておりまして、大きな変更はありませんが、今回示した資料の軽微な修正については、一任していただきたいと考えております。

以上、ご審議の程、お願いします。

福 嶋 局 長

少し補足説明をさせていただきます。

これまで、くろまぐろは、単独で数量も含めてご説明してきましたが、法律が変わりまして、くろまぐろも他のTAC魚種と同様に一つの管理方針の中に含めて一つにまとめるという形になっていることから、今の議題で説明させていただきました。

次の議題で、数量について、改めてこういう分けかたで管理していきたいということを説明させていただきたいと思っております。

そのもとになる考え方として、別紙1-4、1-5、1-6という、これまでと同じような管理をしていきたいということを書き出したということでご理解いただければと思います。

伊藤会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

伊藤会長

皆さん、よろしいですか。  
これ以上なければ、石川県資源管理方針の変更については、妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

伊藤会長

では次に、議題3の「石川県のくろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかの令和3管理年度における数量の決定及び公表」について水産課より説明をお願いします。

大内局次長

[諮問文の朗読]

内容については、水産課より説明をお願いします。

島田主任技師

資料5の40ページの「石川県のくろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいかに関する令和3管理年度における数量配分について」をご覧ください。

先程、資源管理の考え方を資料4により説明しましたが、今回、具体的に国の方から数量が通知されており、その数量をどの漁業種別にどれだけ配分するのかということをご審議させていただきます。

1の概要となりますが、まずは石川県の資源管理方針において、TAC魚種を含むその他魚種についての基本方針については、11月の委員会で諮問・答申を受けて策定されております。

そのうち、令和3年4月から管理が開始するくろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいかについては、国より配分量の通知がありましたので、県内の配分量を定めて公表することになります。

表の二重線で囲まれた部分を見ていただくと、令和3管理年度の当初の数量については、くろまぐろの小型魚は65.8トン、大型魚は38.0トン、するめいかは現行水準（若干）で国から配分されております。

なお、くろまぐろについては、令和2管理年度も当初は、小型魚は65.8トン、大型魚は38.0トンであったのですが、これについては令和3管理年度も同様です。ただし、下の※に変更後と書いてあるとおり、国からの追加配分や大型魚を小型魚に交換することで、今後、小型魚の増、大型魚の減といったこと等、4月以降に随時変更があります。



令和3管理年度についても、あくまでも当初の数字です。

また、さば、ずわいがにについては、7月に開始ということになりますので、今後の当委員会でお諮りすることになります。

次に、41ページの2のくろまぐろTACの県内配分についてですが、昨年同様の当初配分数量であり、配分方針も昨年同様としたいと思っております。

小型魚については、数量規制開始前の平成22年から24年の漁獲実績の比率に基づいて、大型魚については、直近の漁獲実績に基づいて漁業種類別に配分するという考え方です。

なお、この配分方法については、国から石川県への配分についても同様の考え方で実施されております。

また、来遊状況に応じ不足が生じた場合には、留保枠から配分しますが、先程も話したとおり、大型魚と小型魚の交換や他県と融通する等、これまでと同様、柔軟な対応をしていきたいと考えております。

漁業種類毎の具体的な配分につきましては、今回(案)R3当初配分に書いてありますが、くろまぐろ(小型魚)につきましては、県全体で65.8トン、うち留保枠2.0トンで、その内、定置網で58.5トン、漁船漁業(曳き縄等)5.3トンです。こちらは、R2当初配分と同じです。

くろまぐろ(大型魚)につきましては、県全体で38.0トン、うち留保枠5.0トンで、そのうち、定置網で32.0トン、漁船漁業(曳き縄等)1.0トンです。漁船漁業(曳き縄等)については、これまでは「配分なし」としてきましたが、今回、法律が改正されたことで、国から数字を明示するよう指導がありましたので、シェア換算ということで、直近3年を踏まえて約0.5トンを切り上げて1.0トンとしております。

曳き縄については、承認がないと操業が出来ないわけですが、実際、曳き縄をして漁獲している能都、小木、珠洲で釣っているサイズについては、だいたい2kg前後ということで、ここに書いてある30kg以上のものを釣るということは、ほとんどありません。

ただし、中型まき網での混獲が想定されますので、そういった場合の予防ということで、1.0トンと記載しております。

3の管理年度途中における配分の基準につきましては、国の留保枠の再配分や他県との融通が実施された場合は、全量を定置網漁業の数量へ配分したいと思っております。

4の今後の予定ですが、農林水産大臣の承認手続きを経たうえで、3月末までに告示(県公報に掲載)して、その後、関係機関へ通知する予定です。なお、資料の42ページに告示(案)、43～44ページに国から示された数字があります。

以上で、説明を終わります。ご審議の程、お願いします。

伊藤会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

伊藤会長

なければ、石川県のくろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型

魚) 及びするめいかの令和3管理年度における数量の決定及び公表については、妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

坂下委員 ちなみに、くろまぐろの漁獲実績というは、どうなっているのですか。

島田主任技師 今の実績については、小型魚については、定置網で73トン、曳き縄が2トンくらいで、合わせて75トン程です。大型魚については、3トン程です。この数字は、2月の昨日までの数字です。

福島局長 本県の場合、大型魚は春先から夏までで終わりますので、それが終わりましたら、毎年、大型魚を小型魚に振り替えています。

坂下委員 わかりました。

伊藤会長 では次に、議題4の「漁業法第32条第2項の規定により知事が行う助言、指導または勧告に関する運用指針」について水産課より説明をお願いします。

島田主任技師 島田です。引き続き、説明させていただきます。  
45ページの資料6と50ページの参考資料を併せてご覧下さい。

内容につきましては、先程、くろまぐろの資源管理の説明をしましたが、くろまぐろ以外の魚種も含めて、漁業法第32条第2項において、国から配分されたTAC数量を超過しないよう、漁獲量が積みあがった際に助言、指導又は勧告をすることができると規定されておりまして、そのための運用指針を定めたものになります。

特にまぐろは、突然枠に達したために停止命令とならないように、適宜、入網状況を把握しながら管理していくこととなります。

なお、この指針そのものについては、50ページ以降に国の指針を付けています。

この指針は、国の指針を参考に、くろまぐろ以外とくろまぐろ(小型魚及び大型魚)の2通りで策定しています。

くろまぐろ以外については、国と同様に90%を超えたときには、急激な積み上がりを避けるような措置の実施の助言、95%を超えるときには、超過をすることを未然に防止するような具体的な管理措置の実施の勧告、例えば、具体的には休漁などが該当します。

ただし、まぐろの場合には75%で指導、85%でやむを得ない混獲のみ生存個体は放流して、数量を最小限にとどめることを勧告することとしています。

まぐろについては、その他のTAC魚種と異なり、国際約束で決められた数字であり、元々配分量が少なく、入網があれば一気に積みあがりますので、数字の方は、やや余裕をもったうえでブレーキ

を掛けることができるような仕組みになっています。

ただし、定置網については、本県において協定を締結して、個別に割り当てられた数量を基本として厳密に数量を管理しているため、75%での漁獲停止や休漁にはならないと思っています。

実際には日々の報告と情報発信を漁協とやりとりしており、残枠の把握は各々でしているために支障はないと思います。

なお、大型魚については、47ページに記載のとおり小型魚と同様な管理をしていくこととなります。

以上、資料6「漁業法第32条第2項の規定により知事が行う助言、指導または勧告に関する運用指針」についての説明を終わります。

ご審議の程、お願いします。

伊藤会長 ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

伊藤会長 他になれば、漁業法第32条第2項の規定により知事が行う助言、指導または勧告に関する運用指針については、了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

伊藤会長 それでは、これ以上なければ、水産課の説明内容を了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

伊藤会長 では次に、議題5の「知事許可漁業の許可の基準」について水産課より説明をお願いします。

島田主任技師 それでは、54ページの資料7をご覧ください。

これは、許可等をすべき船舶等及び漁業者の数が公示した数を超えた申請があった場合において、許可等をする者を定めるための優先順位を審議していただくものです。

法律上では、漁業法並びに漁業調整規則において、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で許可の基準を定め、これに従って許可をする者を定めるものとする、と規定しており、あらかじめそういったことを想定した場合の基準を制定しておくものです。

それでは、54ページの(1)から(4)までを読み上げます。

- (1) 許可を受けた者が、当該許可等の有効期間の満了日の到来のため、同一の内容で申請した者
- (2) 過去に当該漁業の許可を受けたことがある者
- (3) 当該漁業の漁業者として自立を図る当該漁業の従事者
- (4) 1年に90日以上漁業を営む者

この(1)から(4)について、順に優先順位の項目とし、許可

する者を決定したいと考えております。

なお、それでも許可する者を定めることができないときには、漁業法に則り、公正な方法でくじを行い、定めるものとします。

附則で、施行日は明記されておりませんが、漁業法改正後、初めて許可の公示数を超える可能性がある県外するめいかの許可申請に間に合うよう、3月1日と考えております。

以上、説明を終わります。ご審議の程、お願いします。

伊藤会長 ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

小川委員 今、県外いか釣り船の説明がありましたけれども、この優先順位のかけかたには、操船のマナーの遵守度合いは考慮されないのですか。

なかには、大怪我しそうな程にマナーの悪い船がいます。そういう船は、漁協に申請が上がってきても関係ないのですか。

島田主任技師 漁期中にそのようなトラブルがあったり、マナーを守らなかったりする場合には、県外のいか釣りの場合は、その県の協会に「このような事案があったので対処してほしい」と依頼して、本県からも相手の県に指導して、次の申請があがってくる前に、その県の中でふるいをかけて出してもらおうということになっています。

小川委員 あっちで、ふるいにかけるレベルではない。

港の中を全速で航行している。いか釣り船は、足（船底）の深い船が多いので、走ると大きな波が立つので、本当に危ない。

見ている分には注意するが、岸壁に上がる際に、大きな波が来たら、本当に危ない。

漁協の職員が注意してもきかない。他の漁協でもそうだと思うけれども。

坂下委員 私達の港では、そんなことはない。

島田主任技師 許可とは別になりますが、陸揚港の指定の際に、漁協から陸揚げ同意を出していますが、あまりにもトラブルの多い船には、陸揚げ同意を出さないという対応もあるのかなと思います。

坂下委員 「港内はスロー」と書いていないのか。

小川委員 大きな字で書いてある。

福嶋局長 県外のいか釣り漁船の人は、陸揚げ同意がないと許可がもらえないという意識が強く、県漁協の陸揚げ同意がもらえないことが、一番、困ることだと思います。

例えば、何県の船の〇〇丸という船がこんなことがあったので、陸揚げ同意は止めてほしいということを書いてもらえば、相手方によく響くと思います。

マナーを守らないと許可がもらえないということが伝わると、そ

れが、相手にとっては大変困ることに感じると思いますが。

新 谷 委 員 来週の22日に、小型いか釣りの会合（石川県小型いか釣り船操業検討委員会）がありますから、その会合に、このような意見も出ていたことを説明されてはどうですか。

福 嶋 局 長 行儀の悪い船が何県の船の〇〇丸といったことを、県の小型いか釣り協会を通じて、相手の県の協会に、陸揚げの同意が出来ないかもしれないといったことを言って、ルールを守ってもらえばどうかと思います。

坂 下 委 員 そういうことが以前にあった時に、入港できない（陸揚げ同意できない）ということ言ったら、直ぐに止まった。  
最初はあるかと思うが、一言、二言言えば、大抵は直ると思うけれど。輪島港の中では、そんな例はあまり見られない。

新 谷 委 員 船名をきちんと記録して、それを漁協に言って対応するしかないと思う。

小 川 委 員 だいたい、同じような船だと思うが、何隻かいる。

島 田 主 任 技 師 漁協の方に、言っているのであれば、漁協の方でも記録は取ってあると思うので。

福 嶋 局 長 そのような船には、今年は「警告」というような対応を取ってもらえばどうですか。

新 谷 委 員 昔、北海道に行った時には、漁協の言うことを聞かない場合には、荷受け（陸揚げ）しませんというようなことだった。

志 幸 委 員 小川委員さんの言うことはもっともです。  
小川委員のいる富来漁港は、混雑しています。陸揚げの順番を待つために、急いで港に入ろうとする船が多数います。  
このような船には、漁協の指導、協会の指導も踏まえながら、強く勧告していかなければ、事故が起きてしまうと思います。  
今年は、行儀の悪い船の船名等を確認しながら、強く対応していただきたいと思います。

福 嶋 局 長 県は県を通じて連絡をし、漁協は漁協を通じて対応していきます。なお、許可証を配る時に、チラシを付けて「ルールを守れない方は、来年以降の許可について考えます」等のことを書くということも考えたいと思います。

新 谷 委 員 22日に能登空港で会議がありますので、そのことを、漁協の方から言ってもらえばいいと思います。

伊 藤 会 長 小川委員、よろしいでしょうか。

小川委員

よろしくお願いします。

伊藤会長

他になれば、知事許可漁業の許可の基準については、了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

伊藤会長

では、了承することとします。

では次に、議題6の「日本海・九州西広域漁業調整委員会の発言要旨」について事務局より説明をお願いします。

大内局次長

事務局の大内です。57ページの資料8をご覧ください。「第37回日本海・九州西広域漁業調整委員会」が3月18日(木)に農林水産省8階の水産庁中央会議室で開催されます。

なお、委員の皆様には、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐということでウェブ会議での参加となっており、石川海区からは志幸委員が水産総合センターで出席する予定です。

主な議題としては、太平洋のクロマグロ、九州・山口北西海域のトラフグ、日本海西部・九州西海域のマアジ・マサバ・マイワシの資源管理、令和3年度資源管理関係の予算等について、報告と今後の対応についての説明があります。

なお、その他として、出席委員から発言する機会がありますので、昨年度と同様に、志幸委員からは、「日本海における資源管理の推進と操業の安全安心の確保について」発言をお願いしたいと考えております。

それでは、発言要旨を朗読します。

[ 発言要旨の朗読 ]

伊藤会長

それでは、志幸委員におかれましては、3月18日に行われます広域漁業調整委員会での発言について、よろしくお願いします。

志幸委員

毎年、皆さんの了解をいただいて発言をさせていただいておりますけれども、前回(昨年12月)、初めて沖縄県的那覇地区代表の漁業者から同様の意見(尖閣諸島沖での操業の安全の確保)もありました。

尖閣諸島沖では、あのような漁船の操業が脅かされることが起きております。

これらの問題は、私達、漁業者が何とか出来るものではないのですが、このままでは、日本海のするめいかは中国漁船の網による漁で枯渇してしまいます。

資源管理型漁業の推進や日本海における操業の安全の確保など、漁業者の思いを水産庁の方へ要望していきたいと思っております。

伊藤会長

ただいま、事務局と志幸委員より説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

坂 下 委 員

頑張ってきて下さい。

志 幸 委 員

頑張ってきます。

伊 藤 会 長

それでは、広域漁業調整委員会での発言は、このような内容でお願いします。

では次に、議題7の「近年のブリの資源動向と漁況」について、水産総合センターより説明をお願いします。

白石主任技師

水産総合センターの白石です。  
「近年のブリの資源動向と漁況」について報告します。この写真は宇出津での寒ブリの水揚げの様子です。

まず、全国の漁獲動向を紹介します(2 P. 左図)。1990年代以降、大幅に増加していましたが、2014年をピークに減少しています。漁法別に見ると、1980年代以降、まき網による漁獲が増加し、近年は定置網とまき網が漁獲の大部分を占めています。海域別に見ると(2 P. 右図)、海域によって動向が異なっていることが分かります。近年の特徴としては、北海道区や太平洋北区などブリの分布の北縁部で漁獲量が高水準を維持している一方で、日本海では減少傾向となっています。この要因としては、海況の変化などに伴い、ブリの分布や回遊が大きく変化した可能性が考えられます。

次にブリ資源の状況について説明します。ブリは重要な水産資源であることから、資源評価が行われています。全国の漁法別、銘柄別漁獲量と平均体重のデータから年齢別漁獲量・漁獲尾数を計算し、その年齢別漁獲尾数からコホート解析と呼ばれる手法で資源尾数と資源重量を推定しています。これ(3 P. 図)が、推定された年齢別資源尾数の動向です。2009年以降、高水準を維持していましたが、2015年以降は新たに生まれて加入する尾数が減少している影響で、近年は減少傾向にあります。そのため、近年は、資源水準は高位ですが、動向としては減少傾向にあると評価されています。

次にブリ資源の利用状況を漁獲圧と再生産に注目して説明します。この図(4 P. 左図)は、年齢別の漁獲係数という、漁獲による資源の減少の程度を表す指標の推移です。1歳魚に対する漁獲係数が高く、ブリ銘柄になる前に多く漁獲されていることが分かります。このことから、1歳魚を保護することで産卵親魚を増やし、再生産を向上させることが、今後の資源の安定に重要と考えます。次にこの図(4 P. 右図)は、親魚から生み出された卵のうち何尾生き残るかを表しています。再生産成功率と言い、人間でいう出生率に似ています。数字が大きければ増加し、低ければ減少します。2010年以降、低下傾向にあり、2015～2018年が特に低い状況となっています。

次に、県内の漁獲量を紹介します。これ(5 P. 左図)は、県内

のコゾクラ、フクラギ、ガンド、ブリを合わせたブリ類の漁獲量を漁法別に示したものです。本県での漁獲のほとんどを占める定置網とまき網の漁獲量の推移は類似しており、2014年まで増加し、その後、減少傾向となっています。漁獲量を銘柄別に見ると（5 P. 右図）、コゾクラ以外の全ての銘柄で、増加傾向が2010年代半ばまで続き、その後、減少する動向を示しています。また、ブリの漁獲量と2年前のガンドの漁獲量の増減が同様の傾向を示しており、相関が見られます。

次に県内の寒ブリの漁獲予測について説明します。水産総合センターでは、ブリの漁獲量と2年前のガンドの漁獲量との間に相関が見られることに注目し、この関係を用いて、11～3月に漁獲される寒ブリの漁獲量の予測を試みました。その結果、昨年10月に今漁期の漁獲量は303トンで前年を上回ると予報しました。1月31日現在の漁獲量が527トンであり、すでに予想を大きく上回っています（6 P. 左図）。予測が外れた原因として、ブリが能登半島沿岸に来遊しやすい海況だった可能性が考えられます。今漁期中の漁獲量の動向を見ると（6 P. 右図）、12月後半に大きく積み上がり、年明け以降は落ち着いたものの、漁獲が続いていることが分かります。

最後にこれまでの説明をまとめます。2010年以降、資源の加入が低調であり、特に2015～2018年の加入尾数が少ない状況となっています。このため現在、ブリの資源水準は「高位」であるが、動向としては「減少」と評価されています。資源評価によると、現状では1歳魚の漁獲圧が高く、多くの資源がブリ銘柄になる前に漁獲されており、再生産成功率も低下していることから、産卵親魚の保護が資源の安定には効果的と思われます。

これで説明を終わります。

伊 藤 会 長

ただいま水産総合センターより説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

志 幸 委 員

このブリは、1歳魚が少なくなっているとのことですが、ブリは水塊で漁場の形成が変わってくるということで、今年の水塊と昨年の水塊とが異なるために漁獲が違ったということだと思います。

また、マグロの資源管理は小型魚・大型魚、良く管理されていると思いますが、マグロは5～10kgの小型魚がすごく増えて遊泳しています。

マグロの資源についても、また、白山丸も使って調査していただきたいと思います。先日は、宇出津港の中まで入って遊泳していました。

なお、日本海の端から北海道の端まで、マグロが増えていますが、マグロは水温にはあまり関係がないのではないのかと思います。

また、マグロの食べ物、5～10kgのマグロが食べているのは全てイカです。タラ、ブリ、イワシの小型のものも食べていますが。

このマグロの動向も、調べていただきたいと思います。



小川委員	私も、志幸委員の意見に賛成です。 このマグロやクジラは本当に多くなっているのではないのかと思います。 私達が漁獲する魚を食べ過ぎているのではないかと。 このマグロ、クジラ、イルカが増えると、小魚を漁獲対象とする漁業者は本当に困ります。
伊藤会長	はい。そのような意見もあったということで、お願いします。 では次に、議題8「1月の許認可実績について」水産課より説明をお願いします。
沢田課長補佐	水産課の沢田です。それでは、資料9の1月の許認可実績の取り扱い状況について説明します。
	[資料-9に基づき説明]
伊藤会長	ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。
	[質問等無し]
伊藤会長	それでは、「その他」で何かございますか。
伊藤会長	特に無いようであれば、事務局からありますか。
大内局長	はい。次回は、第21期海区漁業調整委員会の最後の委員会となります。 3月19日(金)、13時30分から県庁11階1109会議室で開催したいと思います。
伊藤会長	皆様、よろしいですか。
	[全員了承]
伊藤会長	以上をもちまして、本日の委員会を終了します。 ご苦労さまでした。

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_